

議事日程 平成29年12月8日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第49号～議案第59号)

午前9時30分 開会

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日は平成29年第4回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番原田希君及び1番向井正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月15日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成29年第4回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席を賜り御礼申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

総務課

総務課につきましては、11月14日に全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練において、本町の防災行政無線から音声流れなかったことにつきましては、町民の皆様を初め、関係各位に対しまして御迷惑をおかけし、まことに申しわけございませんでした。今現在は、動作ルールも正常に復帰しております。

人事関係では、10月1日付で民間企業等職務経験者枠6名を採用いたしました。また、平成29年度上峰町職員採用統一試験につきましては、台風18号の接近に伴い1カ月おくれで10月15日に1次試験を実施いたしました。

表彰関係では、11月3日（文化の日）上峰町民センターホールにおきまして、上峰町自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は、功労表彰1名及び善行表彰3名が受賞されました。町議会議員の皆様を初め多数の御来賓に御臨席を賜り、まことにありがとうございます。受賞された皆様の今後とも御活躍を御祈念申し上げます。

交通安全関係では、9月21日に「秋の交通安全街頭キャンペーン」を庁舎東側県道で行いました。11月20日には各種情報に基づき町内の危険と思われる箇所での点検を、関係者に集まっただき、現地踏査をしていただきました。

11月29日には、上峰町運転免許保持者講習会が開催され、6名の皆様方への表彰伝達、鳥栖警察署からの交通講話、被害者支援ネットワーク佐賀ボイスより大庭茂彌様の講演を実施いたしました。また、「ひがしさが自動車学校」では65歳以上の方を対象にしました「上峰町シルバードライバースクール」を開催し、コース走行、運転適性検査等を行いました。

消防関係では、11月9日から15日までの秋季全国火災予防運動にあわせ、消防団各部におきまして、火災予防の広報活動を実施しております。また、11月26日に九丁分地区におきまして、火災発生及び延焼を想定した防火訓練を実施し、あわせまして地区の皆様方による消火器や消火栓使用等の初期消火訓練が実施されました。訓練に当たりまして御協力くださいました西消防署を初め、地元九丁分地区の区長及び住民各位の御協力に感謝申し上げます。また、防火水槽関係の工事につきましては、ふたのふぐあいによる4カ所（ふた8枚）の取りかえ工事を行い、ラインの引き直し22カ所と看板設置7カ所の工事を行いました。

11月10日には、中学生による子ども議会が開会されました。登壇される中学生議員の皆さんは、上峰町のことをよく調べており毎回感心させられますが、傍聴されたほかの生徒さん

たちも中学生議員と町執行部のやりとりを熱心に聞き入っておられました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

鎮西山については、現在、県のさが未来スイッチ交付金を活用した地域振興事業に取り組んでいますが、その一環として、10月30日にツバキの植樹と実の採取のイベントが開催されました。当日は、町内の保育園児や一般参加者ら約200人が参加し、約150本の苗木を植えました。

町の情報システム・ネットワーク関係については、国が女性活躍推進としてマイナンバーカード等への旧姓併記を進めており、町としても、今後、関係するシステムの改修等に着手したいと考えています。また、国民健康保険、児童福祉、障害福祉関係でもシステムの改修が必要とされており、今後、あわせて作業を進めることとしています。

統計調査業務については、10月1日現在で就業構造基本調査を実施したところです。今後は、来年度に実施される住宅・土地統計調査について、調査単位区の設定等の準備事務を行うこととしています。

2. まち・ひと・しごと創生係

地方創生関係は、「魅力発信拠点づくり事業」の一環として、日本将棋連盟の「王将戦」の町内での開催を目指していましたが、このたび1月27日から28日の日程で、町内の大幸園にて対局が行われることが決定しました。また、前日26日には吉野ヶ里温泉にて前夜祭が行われることとなっており、「王将戦」の開催を契機として、町のPRや交流人口の増加を図っていきたいと考えています。

また、「魅力発信拠点づくり事業」においては、一般社団法人起立工商協会に対して、観光庁が所管する日本版DMOの候補法人としての登録手続の支援を行ってきましたが、このたび観光庁の審査を経て、正式に登録されました。町としては今後も引き続き公認DMOとしての一般社団法人起立工商協会と連携しながら、対象となる地方創生推進交付金の申請事務を進めるとともに、町のPRや観光による地域活性化に取り組んでいきたいと考えています。

ふるさと納税については、4月から10月末までの実績が、申し込みベースで、およそ15万5,000件、金額ではおよそ22億円でしたが、10月1日付で大手広告代理店の株式会社博報堂と「ふるさと納税PR広告掲出等契約」を締結し、PRを強化しています。現在、寄附が最も集中する12月を迎えていますが、首都圏を中心にテレビCMや電車内交通広告などを掲出するとともに、企画性が高くインパクトのある動画等のWEB広告も流しています。また、首都圏での情報発信や情報拡散の効果をより高めるために、今月より東京都港区南青山の高級和食店「猩々」において、本町のふるさと納税返礼品を使った会席料理の提供や返礼品の展示・販売を行うなど、積極的に取り組みを展開しています。

ふるさと納税については、こうした財源の確保やPRとともに、今般、総務省が起業家の事業立ち上げの初期投資等に要する経費について補助等をする地方団体を特別交付税措置で支援する「ふるさと起業家支援プロジェクト」を創設したことを受け、今後は、ふるさと納税を活用した創業支援にも取り組んでいきたいと考えています。

財 政 課

庁舎関連施設の整備面で、8月に発注しておりました、庁舎南駐車場整地工事が9月末に完了し、職員駐車場をこちらに移転し、庁舎玄関前駐車場をあげまして、一般の来庁者が利用しやすいようになっております。

庁舎周辺インターロッキング改修工事につきましても、9月末に設計が完了し、現場説明会及び入札会を行い11月9日に契約締結しております。

町有施設整備関係では、三連水車ウォーターランド江迎公園の水車設置工事については、9月末に設計が完了し現場説明会及び入札会を行い10月31日に契約締結しております。

また、江迎多目的研修集会施設グラウンドなどの、屋外に設置されているトイレの洋式化工事及び前牟田学習等供用施設の花壇整備工事を発注しております。

修繕関係で、農村婦人の家1カ所、前牟田学習等供用施設2カ所の、老朽化した案内看板の修繕を10月上旬に完了しております。

役場庁舎ですが、2階トイレの排水管の腐食により、1階西側女子トイレの天井から漏水していたため、11月上旬に修繕を完了いたしました。

予算・決算関係では、12月補正予算の要求期限を10月25日に設定し、その後、10月30日に副町長及び財政課担当査定、11月20日に町長査定を実施し、今議会へ上程いたしております。

平成30年度当初予算につきましては、予算編成要領を策定し、11月1日に各課へ予算要求について依頼を行っております。

財政状況の情報公開としまして、財政事情の作成及び公表に関する条例に基づきまして、平成28年度の決算状況及び平成29年度上半期の予算執行状況、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、平成28年度決算におきます財政健全化判断比率等の資料を作成し、本町ポータルサイトに掲載しております。

普通交付税に係る事務については、随時、算定作業を行ってきましたが、11月2日に平成29年度分の最終的な交付を受けており、現在、次年度の算定に向けた作業に入っております。

財務諸表作成委託業務では、建築物、道路など町有資産の固定資産台帳異動分及び、平成28年度の予算執行に関するデータの収集を各課より行い、財務諸表の策定作業を進めております。

住 民 課

1. 住民記録係

10月末現在の住基人口は9,597人、昨年の同時期と比較しますと10人の増、世帯数は3,555

世帯で49世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連としましては、町内の10月末時点におけるマイナンバーカード申請件数は831件、カード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より町に到着している数は761件、交付数は719件、保管数は42件で、人口に対する交付率は7.5%となっております。平成29年2月サービス開始の「各種証明コンビニ交付サービス」の利用状況としましては、本籍地利用登録件数が増加傾向にあり、コンビニ交付サービスの周知並びにマイナンバーカードの交付率向上に努めます。

また、平成29年10月開始の「本人通知制度」につきましても、今後多くの方々に周知いただけるように広報活動に努めます。

2. 子育て支援係

10月末現在、町内の教育保育3施設及び町外の教育保育施設におきまして411名の支給認定・保育の実施を行っております。園の内訳としましては、ひかりこども園1号8名、2・3号67名合計75名、かみみね幼稚園1号121名、2・3号64名合計185名、ひよ子保育園かみみね2・3号103名、広域施設（町外）1号12名、2・3号36名合計48名となっております。現在の業務といたしましては、11月1日より新年度の特定教育保育施設の支給認定申請及び入所申請受け付けを開始しております。

また、上峰町子育て支援事業として、病後児保育及び一時預かり事業を6月より開始いたしました。今後とも保護者の皆様に利用に当たっての説明・周知に努めてまいります。

3. 環境係

9月14日から10月13日までの1カ月間、全国一斉に実施される不法投棄防止強化月間に合わせて、地区掲示板へポスター掲示を依頼するとともに、職員によるパトロールを強化いたしました。

定期的を実施している水質検査については、11月9日に河川水（18カ所）、11月16日に地下水（5カ所）、11月17日に工場排水（6カ所）を実施しております。

また、11月15日及び16日の2日間、検査機関と連携し、井戸水の水質検査を希望される方を対象に検査受け付けを行いました。今年度は66件の申し込みがあり、検査結果については、検査機関から郵送にてお知らせしております。

空家等実態調査委託業務については、町内全域において実態調査を終え、現在は所有者等に対し今後の意向確認を内容とするアンケートへの回答をお願いしております。

健康福祉課

1. 健康増進係

国保特定健診は10月末現在、464名の方が受診され受診率は35.8%（平成28年度確定値48.6%）となっております。未受診者に対しては、積極的に勧奨し受診率向上に努めてまいります。

生後4カ月までの乳児に対する全戸訪問を行っておりますが、10月までに59名の乳児に実施しており、今後も継続して行うことにより、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、子育ての孤立化を防いでいくことに努めてまいります。

2. 保険年金係

平成29年度当初から10月末までにおける国民健康保険被保険者数の増減につきましては、転入・社保離脱者等の理由による233名の増、転出・社保加入等の理由による223名の減となり、差し引き10名の増加となり、10月末現在で1,076世帯1,818名（前年度同期1,089世帯1,875名）となっております。

なお、10月末現在で短期被保険者証交付件数は37世帯82名（前年度同期49世帯109名）となっております。

また、平成29年度当初から10月末までにおける後期高齢者医療被保険者数の増減につきましては、4名の増加となっており、10月末現在で1,125名（前年度同期1,110名）となっております。

平成30年度から始まる国民健康保険広域化については佐賀県及びほかの市町と連携し準備を進めているところです。

3. 福祉介護係

社会福祉関係では、平成29年度当初から10月末までにおける生活保護相談件数が2世帯（4名）あり、そのうち1世帯（1名）が認定されております。

平成28年度末での生活保護世帯は35世帯（47名）でしたが、平成29年10月末現在で30世帯（37名）となっております。

高齢者福祉におきましては、9月18日に上峰町民センターにて「上峰町敬老会」を開催する予定でしたが、台風の近接によりやむなく中止となりました。内閣総理大臣による百歳祝2名及び町最高齢（103歳）の方については御自宅へ訪問し、町金婚祝11組の方々については別途お集まりいただき、お祝いをいたしました。

また、長寿祝い金の給付を9月20日から実施し、白寿（満99歳）祝として35千円を2名の方々へ、米寿（満88歳）祝として25千円を37名の方々へ、喜寿（77歳）祝として15千円を80名の方々へ、古希（満70歳）祝として8千円を126名の方々へそれぞれ給付いたしました。

税 務 課

1. 課税係

平成29年度一般町税現年度分の10月末現在の調定状況について報告します。

全体の調定額は1,271,715千円で、対前年同期比1,676千円（0.13%）の増と、ほぼ横ばいといった状況です。

税目ごとでは、個人住民税407,209千円で前年同期比7,093千円の増、交付金を含む固定資産税698,982千円で10,337千円の増、軽自動車税29,506千円で1,219千円の増、入湯税が448

千円で9千円の増となっております。一方、法人住民税は98,750千円で前年同期比13,516千円の減、たばこ税は36,820千円で3,466千円の減といった状況です。

2. 収納係

町税の収納状況について報告します。10月末現在の徴収率は、一般町税全体で、現年度分68.0%で前年同期との比較で0.3%の増、滞納繰越分は16.9%で0.8%の減、国民健康保険税現年度分は48.6%で0.5%の減、同じく滞納繰越分は8.6%で5.6%の減といった状況です。

佐賀県滞納整理推進機構へ派遣中の町職員は、担当する約16,000千円の町税滞納案件の解消とあわせ、徴収技術の習得に日々励んでおり、派遣期間の折り返しとなる9月末現在で、全体の3割（約4,900千円）の滞納税を回収しています。

なお、同機構に関しましては、平成30年度も存続の方向で調整が進められています。

建設課

1. 建設係

建設係所管につきまして報告いたします。

国道34号線の切通交差点改良及び歩道整備の推進を図るため、整備促進期成会において、10月に佐賀国道事務所及び九州地方整備局へ、11月に国土交通省へ要望活動を行いました。

県道関係ですが、神埼・北茂安線整備事業の加茂交差点改良工事について発注されており、12月中に交差点東側の北側車線の工事完了を予定されています。

次に、町道関係については、三上開拓線、下津毛東西線、米多西線、坊所九丁分線の舗装補修工事を発注しております。また、排水不良解消のため、ヤクルト住宅側溝改修工事を発注しました。

2. 管理係

町営住宅関係では、切通北団地1部屋の修繕業務を発注しました。

農業集落排水事業関係では、坊所処理場にある汚泥引き抜きポンプ3台を老朽化に伴い修繕しております。

産業課

平成29年度の県営クリーク防災機能保全対策事業については、事業費57,000千円、事業量725メートルの2工区にて地元説明会も実施され年度末の事業完了に向けて、工事が実施されます。

有害鳥獣対策では、10月末実績でドバト15羽、カラス16羽、イノシシ16頭の捕獲報告が猟友会よりありました。また、かねてより被害をもたらしていた外記のため池周辺に生息していたイノシシも猟友会の御協力で11月16日に駆除することができました。イノシシ等有害鳥獣の対策として、11月26日に鳥越公民館において大字堤地区の皆さんと猟友会との意見交換会を開催しました。地元からの意見を聞きながら、今後の有害鳥獣対策に反映してまいります。

5回目の開催となる「かみちゃりグランプリ」が、上峰町まちづくり実行委員会の主催により11月19日に開催されました。当日は、晴天とはいえ寒い一日になりましたが、町内外から多くの参加者や観覧者を迎え盛大に開催することができました。

ステージでは、かちゃいしよさこい・キッズダンスグループ・上峰太鼓など多くの皆様の御協力をいただき、盛り上がりました。昨年に引き続き、上峰町産佐賀牛の販売を実施し、1,500人を超える来場者を見ることができました。

教 育 課

学校保健安全法に基づき就学時の健康診断を実施いたしました。対象者118人につきまして、町民センターにおいて内科医、歯科医による健康診断を実施しました。今後、健康診断票を作成し健康状況について小学校と連携してまいります。

小学校では、9月より5・6年生を対象にオンライン英会話を開始しました。今年度は5年生も、6年生と同様に毎週1回のオンライン英会話をを行い、15分×20こまの発話量を確保しました。ALTの先生に習った後、スカイプを活用しオンラインでのマンツーマン英会話を楽しんでいます。

11月6日に稲文字の稲刈りを行いました。ことしの稲文字は「リスペクト上小」でした。尊敬するという意味で、地域の皆様に御指導いただきながら、たわわに実った稲穂を一株一株刈り取りました。生産者の御苦労や収穫の喜びを感じながらの時間となりました。

中学校では、11月からオンライン放課後補充学習を開始しました。今年度は11月から1月までに3年生を、1月から3月までに1年生を対象に基礎学力の定着と苦手分野の克服を図ります。また地域未来塾についても毎週水曜日の放課後、地域の方をコーディネーターに迎え全学年を対象に自主学習を行っています。

11月10日には、議会の御協力を得て、「子ども議会」を開催していただきました。中学生9人が議員となり、通学路の安全確保や上峰町のPR、新校舎建設など多岐にわたってテーマを決めていました。質問においても写真や資料を活用し、わかりやすく質の高い子ども議会となっていました。

夏季休業中の工事として、上峰小学校において特別支援学級間仕切り設置工事及び図書準備室空調設備設置工事を実施いたしました。また、上峰中学校において特別支援学級及び職員室の空調機器取りかえ工事を実施しました。さらに上峰中学校多目的トイレ設置工事に向けて設計業務を委託し、冬季休業中での工事に向けて準備を行っています。

生涯学習課

1. 生涯学習係

11月3日から11月5日まで、第32回町民文化祭を町民センターで開催しました。作品展示には、絵画、写真、書、生け花、編み物やアートフラワーなど、約500点の作品を町内外の方より出展いただきました。1日目の演芸発表の部においては、39演目で延べ409名の方々

が熱演されました。町内外より約1,900人の御来場をいただきました。お楽しみ抽せん会も特別賞を含め盛りだくさんの賞品が準備され、最終日の3日目にはカラオケ大会を開催し、団体10組30曲を熱唱され、大盛況に終えることができました。

11月28日、子供・若者育成支援強化月間に合わせ講師として絵本作家・紙芝居作家の長野ヒデ子様をお願いし「絵本と紙芝居のちから」という演題で上峰町青少年育成大会講演会を開催しました。

2. 生涯スポーツ係

10月8日祝日に町民体力づくり体育大会を開催いたしました。優勝は、Aブロックは井手口分館、Bブロックは八枚分館となりました。136名の競技役員の皆様及び中学校から30名の補助員を昨年に引き続き出していただき、時間どおり無事終了することができました。

10月14日、15日には第70回県民体育大会が伊万里市、唐津市、有田町、玄海町の各会場で開催されました。本町からは、14競技20種目に選手・役員255名が参加いたしました。バドミントン一般男子Bパート第3位、ゲートボール一般男女混成（Dパートで優勝）、2日目途中雨天中止により、ソフトテニス一般男子とソフトボール一般男子Aが町の部優勝となりました。おかげさまで町の部9位となり、来年はさらなる飛躍を期待します。

文化課

埋蔵文化財関係では、まず町内遺跡確認調査事業ですが、9月議会以後、これまでに12件の開発の届け出等があり、うち埋蔵文化財確認調査を7件、本調査を1件実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。今回の1件の本調査につきましても、檜寺遺跡内の個人住宅建設工事部分の本調査を行い、各時代の住居跡、土壇、柱穴などが検出されました。この本調査の実施により、今後の町内遺跡確認調査事業において、作業員賃金等事業費が不足するため、本議会に関連予算を補正予算として計上しております。

本年度は国庫補助事業の適用を受け、天然記念物八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林の保存事業に係る全体的な保存計画を策定する第1回太古木保存活用計画策定委員会を10月6日に開催いたしました。

伝統文化関係ですが、米多浮立につきましては、10月21日・22日開催予定の米多浮立が台風21号の接近により中止となりました。西乃宮浮立につきましては、西乃宮伝統文化保存会へ浮立奉納経費の補助を行い、10月22日に稚児舞を奉納されました。

町史編さん事業につきましては、11月22日に第1回町史編さん委員会を開催し、執筆委員等の選任を行い、町史編さんの方針、年次計画等を策定いたしました。また、町史編さんに係る業務委託経費を本議会に補正予算として計上しております。

米倉文庫関連では、町ホームページに蔵書目録を掲載し、九州中国地方の歴史地理学専攻大学32校へ通知いたしました。

図書館関係では、「図書のリサイクル」を実施中です（除籍図書冊数2,194冊）。小・中

学校、学童保育などへ優先配布の後、10月21日から図書館利用者へ一般配布しております。

また、第71回読書週間（10月27日～11月7日）の関連行事として、11月の広報紙で4月から9月の貸し出し書籍の発表を行いました。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第4．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第49号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成29年12月8日 提出

上峰町長 武廣 勇平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成29年12月8日 提出

上峰町長 武廣 勇平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第51号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、上峰町職員の給与に関する条例（昭和26年上峰町条例第42号）の一部を改正するものです。

平成29年12月8日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第52号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、特別職の給与条例（昭和40年上峰町条例第3号）の一部を改正するものです。

平成29年12月8日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第53号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上峰町条例第89号）の一部を改正するものです。

平成29年12月8日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第54号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律並びに児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、上峰町職員の育児休業等に関する条例（平成4年上峰町条例第6号）の一部を改正するものです。

平成29年12月8日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第55号

平成29年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度上峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,316,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第56号

平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,193,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第57号

平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成29年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ552,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第58号 権利の放棄について。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第59号

鳥栖地区広域市町村圏組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、鳥栖地区広域市町村圏組合格約の一部を変更することについて別紙のとおり協議したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、11議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より11議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、議案第51号、52号、53号、54号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第51号でございます。上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要につきまして御説明申し上げます。

議案第51号を御用意願いたいと思います。

内容につきましては、佐賀県人事委員会より平成29年10月6日に県の職員の給与等に関する報告及び勧告が出され、本町の一般職につきましても、佐賀県人事委員会の報告に準じまして給与等を改正するものでございます。

期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、4.3月分から4.4月分に勤勉手当にて配分をいたします。また、再任用職員につきましても、支給月数を0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分されます。

以上が平成29年度から実施され、平成29年度につきましては0.1月分を12月の勤勉手当に配分を行います。また、平成30年4月1日からは6月に0.05月分、12月に0.05月分の勤勉手当が配分される内容となっております。

それでは、議案第51号に沿いまして御説明を申し上げます。

第1条につきましては、平成29年度、支給月数を0.1月分引き上げる内容を記述しており

ます。

また、第2条につきましては、附則の第1項のただし書きに記述しております平成30年4月1日からの内容になっております。

それでは、添付しております新旧対照表を御参照願いたいと思います。

第1条関係でございます。右側の現行の19条第2項の1号の下のほうです。「100分の85」を左の改正後の同じく19条の2項の第1号の下のほうです。「100分の95」に改めます。

また、下のほうの第2号の再任用職員につきましては、「100分の40」を「100分の45」に改めます。

次に、新旧対照表の裏面を御参照願います。

第2条関係でございます。これにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、平成30年4月1日からの内容でございます。

続きまして、議案第52号及び53号の2議案につきましては、一括して御説明をいたします。

国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じ、本町の特別職及び議会の議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、平成29年12月支給分から実施するものがございます。

それでは、2議案を代表いたしまして、議案第52号で説明を申し上げます。

内容につきましては、議案第51号同様、第1条につきまして平成29年度の支給月数を引き上げる内容を記述しております。

第2条につきましては、附則の第1項ただし書きに記述しております平成30年4月1日からの内容でございます。

それでは、添付しております新旧対照表を御参照願います。

第1条関係でございます。平成29年12月の期末手当を0.05月分引き上げる内容でございます。

また、下のほうの第2条につきましては、平成30年4月1日から6月と12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引き上げる内容になっております。

議案第53号につきましても、同様の内容ですので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第54号について説明申し上げます。

議案第54号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律並びに児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、今議会に上程したものでございます。

この改正につきましては、就業促進や雇用継続を図るため、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるための国家公務員に係る規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されたことに伴い、職員の育児支援、介護支援に係る

規定の改正を行うものとするものでございます。

それでは、新旧対照表を御参照願いたいと思います。

まず、育児休業期間の見直しにつきましてでございます。1ページの下の方、第2条の1の第3号の（イ）でございます。現行につきましては、その養育する子が1歳に達する日となっておりますけれども、今回の改正につきましては、それが左側の改正の、同じく第2条の1の第3号の（イ）のところでございますけれども、その養育する子が1歳6カ月に達するまでということで改正されております。

また、5ページをお願いいたします。

5ページの中ほどの改正分のところで、第2条の4にありますとおり、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育するというので、特別の理由がありましたら2歳まではその対象にするという内容でございます。

続きまして、育児休業等の対象になる子供の範囲の見直しということでございます。

これにつきましては、ページの2ページをお願いいたします。

ページ2ページの下の方でございます。改正後のところの育児休業法の第2条第1項の条例で定める者、第2の2ということで、これにつきましては、特別の養子縁組、介護期間中の子及び養子縁組、里親に委託されている子供等を加えるということで、子供の範囲の見直しをしているものでございます。

続きまして、同じく育児休業等の対象となる子供の範囲の見直しということで、ページ数の8ページをお願いいたします。

ページ数の8ページの改正後の左の方の第4条でございます。第4条につきましては、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを認めていたものを明文化したものであるということで、その期間の再度の延長をできる内容になっております。

今回の改正につきましての内容につきましては以上でございます。ほかの改正箇所につきましては、本改正内容に伴う整合性や字句の調整を加えたものでございます。

これをもちまして、私のほうからの議案第51号、52号、53号、54号の補足説明を終わらせていただきます。

議員の皆様につきましては、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第49号、議案第55号につきまして補足説明をいたします。

初めに、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度上峰町一般会計

補正予算（専決第1号）、こちらにつきまして補足説明をいたします。

この専決につきましては、10月22日に第48回衆議院議員総選挙、こちらのほうが実施されることとなりまして、選挙事務を行うために早期に必要な経費の予算執行が必要ということであり、9月28日に専決を行ったものでございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、1ページ、予算概要でございます。

平成29年度上峰町一般会計補正予算（専決第1号）

平成29年度上峰町の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,773千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,721,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日 専決

上峰町長 武 廣 勇 平

次に、補正総額でございますが、次のページの第1表歳入歳出予算補正のほうをお願いいたします。

歳入歳出予算補正、歳入、款の13. 国庫支出金、補正額8,773千円、計474,166千円、歳入合計、補正額8,773千円、計11,721,411千円。

続きまして、3ページ、歳出のほうをお願いいたします。

歳出、款の2. 総務費、補正額8,773千円、計7,896,046千円、歳出合計、補正額8,773千円、計11,721,411千円。

それでは、補正の主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

予算書、補正予算に関する説明書、こちらのほうの3ページのほうをお願いいたします。

2の歳入でございます。款の13. 国庫支出金、項の3. 国庫委託金、目の1. 総務費委託金、節の2. 衆議院議員選挙委託金8,773千円、こちらは国のほうからの選挙事務の委託金でございます。

続きまして、歳出のほうでございます。4ページをお願いいたします。

主な歳出といたしましては、款の2. 総務費、項の4. 選挙費、目の5. 衆議院議員選挙費、節の3. 職員手当等5,168千円、職員の時間外手当関係です。

節の7. 賃金420千円、期日前投票事務の臨時職員等の賃金でございます。

節の 9. 旅費706千円、投開票時の立会人さん等の費用弁償となっております。

以上、選挙事務に従事します人員の人件費等が主な歳出となっております。

以上で議案第49号の補足説明のほうを終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第4号）、こちらのほうの補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに、補正総額ですが、予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正、こちらのほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。

歳入、款の12. 使用料及び手数料、補正額299千円、計78,632千円。

款の13. 国庫支出金、補正額5,810千円、計479,976千円。

款の15. 県支出金、補正額2,411千円、計284,855千円。

款の17. 寄附金、補正額501,310千円、計4,521,507千円。

款の18. 繰入金、補正額65,573千円、計3,934,201千円。

款の20. 諸収入、補正額19,286千円、計66,862千円。

歳入合計、補正額594,689千円、計12,316,100千円。

3ページ、歳出のほうをお願いいたします。

歳出、款の1. 議会費、補正額735千円、計77,820千円。

款の2. 総務費、補正額567,291千円、計8,463,337千円。

款の3. 民生費、補正額11,993千円、計1,320,101千円。

款の4. 衛生費、補正額9,456千円、計635,428千円。

款の6. 農林水産業費、補正額525千円、計382,870千円。

款の7. 商工費、補正額マイナス298千円、計13,478千円。

款の8. 土木費、補正額225千円、計266,454千円。

4ページのほうをお願いいたします。

款の9. 消防費、補正額634千円、計175,884千円。

款の10. 教育費、補正額4,138千円、計513,512千円。

款の12. 公債費、マイナス10千円、計413,185千円。

歳出合計、補正額594,689千円、計12,316,100千円。

それでは、主な補正の内容につきまして御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらのほうの5ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。中段のほうになりますが、款の17. 寄附金、項の1. 寄附金、目の1. 総務寄附金、節の1. 総務寄附金で、右側説明欄、下段のほうのふるさと納税寄附金500,000千円、こちらにつきましては寄附見込みの増額によるものでございます。こちらに

伴います歳出のほうは後ほど御説明をいたします。

すぐ下のほうになりますが、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金、こちらのほうが63,140千円、こちらにつきましても、寄附金の増額に伴います義務経費と必要経費の増加分及び新規事業のほうに充てるものでございます。こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入、右側説明欄、上段のほうの前年度介護保険負担金精算金7,185千円、広域介護保険組合の前年度の精算確定による返還金となっております。

説明欄の一番下のほうになります。前年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算返還金11,990千円、後期高齢者医療広域連合からの前年度精算確定による返還金でございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

8ページのほうをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の19. 負担金、補助及び交付金で市町村職員共済組合追加費用マイナス3,070千円、こちらにつきましても退職者の恩給分となっておりますが、負担金の確定による減額でございます。

下のほうに移りまして、目の6. 企画費、節の13. 委託料、右側説明欄、上段のほうのアクロシティ改修委託料8,260千円、マイナンバーカード関連でございまして、コンビニ交付システムの機器関係システムの改修費用となっております。

説明欄、下段のほうになりますが、チャレンジ企業支援業務委託料5,000千円、先ほど歳入のほうで御説明をいたしました、ふるさと寄附金基金繰入金によりまして企業の創業や新規ビジネスの立ち上げ業務の委託を行うというものでございます。

9ページのほうをお願いいたします。

目の10. ふるさと納税費、節の12. 役務費でクレジット決済手数料7,400千円、節の13. 委託料でふるさと納税業務委託料17,900千円、節の14. 使用料及び賃借料でふるさと納税ポータルサイト利用料32,840千円、これらにつきましても寄附額の増加に伴います必要経費の増加分ということで、歳入のほうで御説明をいたしましたふるさと寄附金基金繰入金を充てるものでございます。

すぐ下のほうになりますが、節の25. 積立金500,000千円、こちらにつきましても、歳入のほうで御説明をいたしましたふるさと納税寄附金、こちらの増加見込み分を全額積み立てるというものでございます。

1枚めぐりまして、11ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の18. 備品購入費、

コミュニティバス等購入費6,000千円、こちらにつきましてはバスの巡回コースの道路事情等に合わせまして、小回りのきく車両へと改造が必要になったためということでございます。

1枚めくりまして、13ページのほうをお願いいたします。

款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の3. 母子衛生費、節の20. 扶助費、子どもの医療費助成8,400千円、こちらにつきましては現物給付の対象年齢が拡大されたということで助成件数が増加したためということでございます。

以上で議案第55号の補足説明を終わります。

御清聴ありがとうございました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第50号及び議案第57号について補足説明させていただきます。

まず、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（専決第1号）の補足説明でございます。

現在、県発注の加茂交差点付近の改良工事が進められており、当該工事の支障物である本町の下水管移設工事費について、9月議会において概算工事費での補正予算の議決をいただいております。しかしながら、東部土木事務所と協議を行いながら詳細設計を行った結果、工事費予算に不足を生じることとなり、今議会で補正予算後の発注について検討しましたが、県の交差点改良工事に支障を来すこととなるため、予算の専決を行ったものであります。御承認をよろしくをお願いいたします。

それでは、予算の内容につきまして御説明させていただきます。

予算書をごらんください。

予算書を1枚めくっていただきまして、

平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（専決第1号）

平成29年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ548,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月10日 専 決

次のページをお願いいたします。

予算書 1 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

歳入、款の 7. 諸収入、補正額 3,570 千円、計 15,572 千円。

歳入合計、補正額 3,570 千円、計 548,526 千円。

下段、3 ページをごらんください。

歳出、款の 1. 総務費、補正額 3,570 千円、計 169,594 千円。

歳出合計、補正額 3,570 千円、計 548,526 千円。

それでは、補正内容について御説明させていただきます。

次ページ、平成 29 年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（専決第 1 号）に関する説明書の 3 ページをお願いいたします。

歳入でございます。款の 7. 諸収入、項の 2. 雑入、目 1. 雑入、節の 1. 雑入、下水道管移設補償料 3,570 千円でございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、目の 1. 一般管理費、節の 15. 工事請負費、下水道管移設工事費 3,570 千円でございます。

続きまして、議案第 57 号 平成 29 年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第 3 号）の補足説明でございます。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書 2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正をごらんください。

歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、款の 1. 分担金及び負担金、補正額 2,600 千円、計 3,000 千円。

款の 2. 使用料及び手数料、補正額 1,000 千円、計 142,900 千円。

歳入合計、補正額 3,600 千円、計 552,126 千円。

下段、3 ページをごらんください。

歳出、款の 1. 総務費、補正額 127 千円、計 169,721 千円。

款の 4. 予備費、補正額 3,473 千円、計 3,973 千円。

歳出合計、補正額 3,600 千円、計 552,126 千円となります。

それでは、補正内容について御説明させていただきます。

次のページ、平成 29 年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）に関する説明書

の3ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

まず、款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金、節の1. 分担金の受益者分担金新規加入分2,600千円でございます。内容につきましては、年度当初から現在までに一般住宅の新規加入が14件発生しております。1件当たりの加入負担金が200千円となっておりますので、14件分で2,800千円となりますが、当初予算時において1件分200千円の予算計上をしておりますので、差し引き2,600千円の補正額となります。

次に、款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料、節の1. 処理施設使用料、過年度使用料1,000千円でございます。主に前年度使用料の収入であります。年度当初から現在までに1,900千円程度の収入がっております。当初予算計上額900千円を差し引いた1,000千円の補正額となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の15. 工事請負費、量水器取替工事127千円でございます。これにつきましては、本町の農業集落排水に加入されている事業所の下水使用料金を重量制に変更した際に、井戸水を使用されていた事業所については町の負担で量水器を設置しております。この量水器については、計量法の規定で8年ごとに更新するよう定められており、その取りかえにかかる費用となっております。

なお、今回計上している予算につきましては、本年度内に有効期間が満了する3カ所分の量水器交換費用となっております。

次に、款の4. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費3,473千円でございます。急な支出に備えるため、予備費として計上しております。

以上で議案第50号及び議案第57号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。さて、私のほうからは、議案第56号及び第59号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第56号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

議案第56号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款5. 療養給付費交付金、補正額0円、合計40,966千円。

款10. 繰入金、補正額25千円、合計62,228千円。

なお、款5. 療養給付費交付金は補正額0としております。これは歳出予算中の療養給付費の減額を今回計上しておりますけれども、これに伴い交付金減額になるという考えもごさいますが、もともとの交付金の財源充当額を調整しておりますして、交付金額はそのまま維持していくということになりますので、補正額0という形で処理をしているものでございませう。3ページをごらんください。

歳出、款の1. 総務費、補正額25千円、合計9,516千円。

款の2. 保険給付費、補正額34,019千円、合計682,423千円。

款の8. 保健事業費、補正額868千円、合計14,216千円。

款の12. 予備費、補正額、減額の34,887千円、合計89,488千円。

歳出合計、補正額25千円、合計1,193,311千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページをごらんください。歳入ですが、款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金ですが、国保総務事務費の補正といたしまして25千円を繰り入れることとしております。

続きまして、歳出のほうですが、4ページをごらんください。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費ですが、節18. 備品購入費にて国保広域化に対応するオンラインシステムの改修を行うものですが、国保情報、医療情報、レセプト情報などを取得するためのパソコン及びディスプレイを各2台ずつ購入することで、既に予算化のほうをしておりますが、この購入費につきまして消費税分の計上が必要でしたので、追加をしているところでございませう。

款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者療養給付費負担金を47,140千円補正いたしまして、同項の目の2. 退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者等療養給付費負担金を13,121千円を減額しているところでございませう。

次に、下段になります。款の8. 保健事業費、項の2. 保健事業費、目の2. 疾病予防費ですが、11の消耗品10千円、12の役務費、通信運搬費58千円、5ページにも差しかかりますが、委託料の800千円、これは関連経費でございませうので、一括して御説明を申し上げます。

これは次年度から本格化いたします保険者努力支援制度におけます特定健診の受診率向上の仕組みを構築していく必要がございませうので、それに基づくものでございませう。差し当たって本年度につきましては、栄養面の評価を重視しようと考えており、特定健診を受診された方に日本高血圧学会などが推奨する減塩食品などを中心に健康意識を普及または向上できるような食品と引きかえができるようなクーポンを発行することでインセンティブを浮揚していこうと考えております。これで体制と仕組みを構築する必要がございませうので、それ

に係る関連経費として計上さしあげているところでございます。

5 ページの款12. 予備費、項 1. 予備費、目 1. 予備費ですが、減額34,887千円を予備費から減額し、充当する予算構成ということになってございます。

以上、議案第56号の補足説明を終わります。

引き続きまして、第59号の補足説明を行います。

お手元に議案第59号を御用意ください。

議案第59号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についてですが、介護保険事業につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合が介護保険者として鳥栖市、基山町、みやき町及び本町の1市3町にて構成をしております。当該組合に対し負担金を支出しておりますが、今回の規約改正案では、この負担金割合を変更しようとするものでございます。

お手元に新旧対照表が渡っておるかと思しますので、それにより御説明をいたしますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、1 ページの中段ほどになりますが、第15条第2項第2号、組合の介護保険事業に要する経費をごらんください。組合の介護保険事業に要する経費につきましては、現在は均等割100分の20、人口割100分の60、高齢者人口割100分の20の割合をもって各構成団体が負担をしておりますが、今回の規約の改正案では付託分を設けます。1つは保険給付に要する経費とその他の経費といたしまして、保険給付に要する経費につきましては、均等割を100分の10、人口割を100分の40、保険給付費割を100分の50と変更する内容としております。保険給付費割とは、いわゆる実費割と言われるもので、その市町でどれだけ介護給付費を使用したか、その実績に応じた割合を導入するというものです。この割合は県内では、この鳥栖地区を含めまして3つの広域保険者がございます。佐賀中部広域連合、杵藤地区広域市町村組合では既に導入をしており、九州管内の広域保険者でも導入が行われている状況と伺っております。

また、その他の経費につきましては、従来の負担割合どおり均等割100分の20、人口割100分の60、高齢者人口割100分の20とすることとしております。

なお、規約の改正効力は平成30年4月1日からとしておりますけれども、1 ページの下段から裏面の2 ページにかけましての説明になりますが、平成30年度から31年度までの間は現在の均等割100分の20、人口割100分の60、高齢者人口割100分の20になぞらえまして、均等割100分の20、人口割100分の60、保険給付費割100分の20とする経過措置を設け、実質は平成32年からの運用を行う改正案となっております。

なお、平成30年度から平成31年度の2カ年度の経過期間措置におきましては、当町におきましてはさほど負担金額の変更は生じないと思われましても、経過措置が切れ、本格運用されます平成32年度からは負担金支出削減の効果が見込まれるものと考えており、当町においては応分の利益がある改正内容ではないかと、このように考えております。

また、本議会におきまして議決をいただいた後には鳥栖地区広域市町村圏組合に対し報告を行い、他の構成団体でも同様に議会に上程しておりますので、各市町での議決を鳥栖地区広域市町村圏組合にて集約をし、佐賀県に対し届け出を行うと、このような流れになってまいります。

以上、議案第56号及び議案第59号の補足説明を終わります。よろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第58号につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に議案第58号 権利の放棄についてを御準備ください。

記以下について読みながら説明をさせていただきます。

1. 放棄する権利の内容は、学校給食費、過年度分、平成4年度から平成18年度分に係る債権分でございます。

2. 債務者は20人。

3. 放棄する債権額は1,832,400円でございます。

4. 放棄の理由といたしましては、当該債権の消滅時効における2年の時効期間（民法（明治29年法律第89号）第173条第3号）の規定によるものでございますが、その2年の時効期間の経過後、さらに9年から23年経過している債権につきまして、今後、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難でございます。もって、今回、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄について議会の議決を求めるものでございます。

参考として、放棄対象債権の内訳書を用意させていただいておりますので、あわせてご覧ください。

それぞれ債権額の順に表記しております。金額の多い債権者で275千円、1件が44カ月分、2件目が33カ月分の未納があります。

債権額の順に20人ありまして、最後の債権者で11,400円、3カ月分の未納がございます。また、この20人の中には転出後さらに住所移転があり、転居先不明で督促状が戻ってきている債権者が9人あります。当時、訪問徴収に努めてまいりましたが、平成24年度決算にて、過年度分歳入として15,400円の徴収が最後となっております。その後、事実上、収納が困難な債権として残ってまいりました。

今回、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄について議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第58号の補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前10時54分 散会